

改正

平成19年3月27日条例第2号

平成20年9月19日条例第37号

平成24年12月21日条例第27号

喜多方市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、喜多方市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、喜多方市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額2万円を乗じて得た額を一半期ごとに交付する。ただし、喜多方市議会議員の任期満了の日が属する月にあつては、新たな任期の初日を基準日とする。

2 政務活動費は、各一半期の最初の月（前項ただし書の場合にあつては、最初の月の翌月）に、当該一半期に属する月数分を交付する。

3 一半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があつた場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があつた場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付月の15日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、その日が、喜多方市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年喜多方市条例第32号）第10条に規定する祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日に交付する。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派に一半期の途中において所属議員数の異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が一半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（経費の範囲）

第5条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるために必要な活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる経費とする。

（経理責任者）

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。ただし、議長が定める場合については、この限りでない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から起算して30日以内に第1項の収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

4 第1項の収支報告書には、政務活動費の支出に係る領収証その他の支出の事実を証する書類又はその写しを添付しなければならない。

（政務活動費の返還）

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において支出した第5条に定める政務活動費を充てることができる経費の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずる

ことができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の属する年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

2 次に掲げる者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者

(透明性の確保)

第10条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、旧喜多方市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年喜多方市条例第1号。以下「合併前の条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、合併前の条例の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

(平成18年1月分の政務調査費に関する特例)

3 この条例の施行の日の前日における旧熱塩加納村、旧塩川町、旧山都町及び旧高郷村の議会の議員である者で引き続き喜多方市議会の議員である者に係る平成18年1月分の政務調査費の基準日については、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成18年1月4日とする。

附 則（平成19年3月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月19日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第27号）

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(喜多方市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 2 喜多方市特別職報酬等審議会条例（平成18年喜多方市条例第39号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の喜多方市議会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づき交付された政務調査費のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月（施行日が月の初日である場合にあっては、その月）以後の月分の政務調査費がある場合における当該月分の政務調査費は、改正後の喜多方市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき当該月分として交付された政務活動費とみなす。

別表（第5条関係）

経費の区分	政務活動費を充てることができる経費
1 調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
2 研修費	(1) 会派が行う研修会、講演会等の実施に要する経費 (2) 団体等が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費
3 広報費	会派が行う住民に対する会派の活動、市の政策等の報告に要する経費
4 広聴費	会派が行う会派の活動、市の政策等に対する住民からの要望、意見等の聴取、住民相談等の活動に要する経費
5 要請・陳情活動費	会派が行う要請、陳情活動に要する経費
6 会議費	(1) 会派が行う各種会議の実施に要する経費 (2) 団体等が開催する意見交換会その他の各種会議への会派としての参加に要する経費
7 資料作成費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
8 資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

	費
9 人件費	会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費
10 事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費